

就労継続支援 A 型サービス費該当部分抜粋

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について

(平成 18 年 10 月 31 日障発第 1031001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) (最終改正 平成 27 年 3 月 31 日障発 0331 第 21 号) (抄)

第一 (略)

第二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表(平成 18 年厚生労働省告示第 523 号。以下「報酬告示」という。)に関する事項

1 (略)

2 (略)

3 訓練等給付費

(1)～(3) (略)

(4) 就労継続支援 A 型サービス費

1 就労継続支援 A 型サービス費について

(一) (略)

(二) 短時間利用者が一定割合以上である場合の所定単位数の算定について

ア 報酬告示第 13 の 1 の就労継続支援 A 型サービス費の注 4 の(8)及び(9)の短時間利用者数が一定割合である場合の減算の取扱いについては、「現員数(雇用契約を締結している利用者で一週間のうち 1 日でも利用のあった者の合計数のことをいう。)のうち「短時間利用者(週 20 時間未満の利用者のことをいう。)」の占める割合が、100 分の 50 以上 100 分の 80 未満である場合又は 100 分の 80 以上である場合に減算を行うものとする。

イ アの割合は直近の過去 3 月間において、1 週間ごとの割合を求め、当該期間の週平均の割合をもって算定する。ただし、算定対象となる 3 月間の最初の週と最終の週が、算定対象外の月をまたぐ場合は、当該週を除いて計算するものとする。

ウ 平成 27 年 9 月 30 日までの取扱いであること。

(三) 事業所における1日の平均利用時間が一定の場合の所定単位数の算定について

ア 報酬告示第13の1の就労継続支援A型サービス費の注4の(3)から(7)までの1日の平均利用時間が一定の場合における減算の取扱いについては、事業所における雇用契約を締結している利用者の1日当たり利用時間の平均が、1時間未満、1時間以上2時間未満、2時間以上3時間未満、3時間以上4時間未満又は4時間以上5時間未満である場合に減算を行うものとする。

イ アの平均利用時間は、雇用契約を締結している全ての利用者における直近の過去3月間の延べ利用時間を直近の過去3月間の延べ利用人数で除して算出するものとする。ただし、利用開始時には予見できない事由により短時間利用(1日の利用時間が5時間未満の利用のことをいう。以下同じ。)となってしまった場合、当該短時間利用となってしまった者について、短時間利用となった日から90日を限度として平均利用時間の算出から除外しても差し支えないこととする。なお、短時間利用となってしまった事由について都道府県に届け出ること。

ウ 平成27年10月1日以降からの施行であること。